

創薬力向上のための官民協議会ワーキンググループ 開催要綱

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

1. 開催趣旨

創薬エコシステム育成施策の方針・課題・改善策等についての具体的な内容を検討することを目的として、創薬力向上のための官民協議会ワーキンググループを開催する。

2. 検討事項

- (1) 創薬エコシステムの発展等に関する課題
- (2) その他

3. 構成員

- (1) 官民協議会ワーキンググループは、有識者、製薬業界関係者、政府関係者により構成する。
- (2) 官民協議会ワーキンググループは、構成員のうち1人を座長として選出する。
- (3) 官民協議会ワーキンググループは、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。

4. 運営

- (1) 官民協議会ワーキンググループは、大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官が、構成員の参集を求め開催する。
- (2) 座長は、官民協議会ワーキンググループの議事を整理する。
- (3) 官民協議会ワーキンググループの庶務は、内閣府健康・医療戦略推進事務局の協力を得て、医政局医薬産業振興・医療情報企画課が行う。
- (4) 官民協議会ワーキンググループは、企業等の非公開の情報を含めた情報を扱い、その公開により個人・個社又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれや自由闊達な意見交換に支障を来すおそれがあることから、会議及び議事録は原則非公開とする。
- (5) 議事要旨は、後日ホームページにおいて公表する。また、資料は、座長が認める範囲において公開する。
- (6) その他、官民協議会ワーキンググループの運営に関する必要な事項は、座長が官民協議会ワーキンググループの了承を得て、その取扱いを定める。